

県立学校グリストラップ清掃・汚泥収集運搬委託業務

番号	質問内容	回答
1	各学校毎にマニフェスト発行しますが、遠方の場合同日に何校か作業を進めたいのですが、汚泥を混載すると、マニフェスト記載数量が実量にならなくなるので、1カ所毎に処分が必要なのでしょうか。	汚泥の処分方法(1校ごとに処分場へ持ち込んで処分するか、複数校分をまとめて処分するか)については、県として特に指定するものではない。 ただし、仕様書6の(1)に記載のとおり、各学校を排出事業者としたマニフェストを発行し、各学校へ提出されることが前提となる。